

いわき市健康福祉プラザ（いわきゆったり館）へ来館される皆様へ

いわきゆったり館（建物及び敷地内のすべて）においては、次の事項を守ってください。

1 次のような行為は禁止します。

- (1) 正当な理由がなく、銃砲刀剣類、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (2) 爆発又は引火のおそれのある物の付近で火気を取り扱うこと。
- (3) みだりに立入禁止区域に立ち入ること。
- (4) 建物及び物件をき損し、建物の美観を損ね、又は不潔な行為をすること。
- (5) 座込み、立ちふさがり、練り歩きその他の通行の妨害となる行為又は公序良俗に反する行為をすること。
- (6) 職員に面会若しくは金品等の寄附を強要し、又は押売りをする等職員の執務を妨害すること。
- (7) 営利を目的とした物品等の販売又は勧誘等を行うこと。
- (8) 政治的及び宗教的な目的の集会又は勧誘等を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本館の保全及び秩序維持のため必要があると認め、館長が禁止する行為

2 次のような行為をしようとする場合は、あらかじめ館長の許可を受けなければなりません。

- (1) 物品の販売（営利を目的としたものを除く。）、寄附金等の募集、署名の収集その他これらに類する行為を行うこと。
- (2) ビラ、ポスター、看板、立札その他の文書図画を配布し、又は掲示すること。
- (3) 写真及び動画の撮影等を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本来の目的以外に使用すること。

3 館長は、この規定に違反している者又は許可条件に違反している者があるときは、直ちにその行為を中止させ、若しくは行為者を館外に退去させ、又は物件の撤去を命ぜることができます。

この場合において、当該物件の撤去を命ぜられた者が当該物件を撤去しないときは、館長は、当該物件を撤去します。